

## 第一編 請負工事標準歩掛

### 第1章 積算基準

#### 第1節 請負工事積算基準

##### 1-1-1 適用範囲

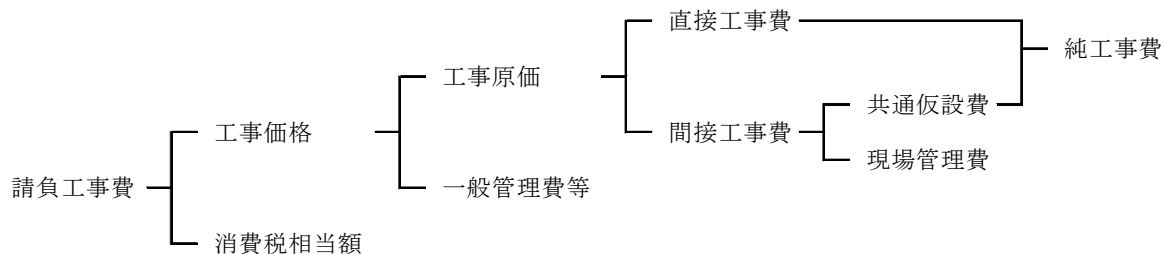
この積算基準は、水道施設整備費国庫補助事業に係る補助金を申請する際に適用する。

なお、本積算基準に記載のない事項については、国土交通省の土木工事標準積算基準書、機械設備工事積算基準及び下水道用設計標準歩掛表等、国若しくは都道府県で定めたものを使用することとする。これら以外の積算基準等による場合は、その理由と根拠等の説明資料を添えて明確とすること。

##### 1-1-2 設計書の作成

設計書の作成にあたっては、目的とする工事を最も合理的に施工及び監督できるよう施工条件、施工管理、安全施工等に十分留意し、工法歩掛及び単価などについて調査研究をおこない、明確に作成しなければならない。

##### 1-1-3 請負工事費の構成



##### 1-1-4 請負工事費の費目

###### 1-1-4-1 直接工事費

直接工事費は、箇所又は工事種類により各工事部門を工種、種別、細別及び名称に区分し、それぞれの区分ごとに材料費、労務費及び直接経費の3要素について積算するものとする。

###### 1-1-4-2 間接工事費

###### (1) 間接工事費

間接工事費は、各工事部門共通の前号以外の工事費及び経費とし、共通仮設費及び現場管理費に分類するものとする。

###### (2) 共通仮設費

共通仮設費は、次に掲げるものについて積算するものとする。

- ① 運搬費
- ② 準備費
- ③ 事業損失防止施設費
- ④ 安全費
- ⑤ 役務費
- ⑥ 技術管理費
- ⑦ 営繕費

###### (3) 現場管理費

現場管理費は、工事施工にあたって、工事を管理するために必要な共通仮設費以外の経費とし、現場管理費を構成する各費目について積算するか、又は次の現場管理費率を用いて積算するものとする。

$$\text{現場管理費率} = \frac{\text{現場管理費}}{\text{純工事費}}$$

ただし、純工事費＝直接工事費＋共通仮設費

#### 1-1-4-3 一般管理費等

一般管理費等は、工事施工にあたる企業の継続運営に必要な費用をいい、一般管理費及び付加利益からなり、次の一般管理費等率を用いて積算するものとする。

$$\text{一般管理費等率} = \frac{\text{一般管理費等}}{\text{工事原価}}$$

#### 1-1-4-4 消費税相当額

消費税相当額は、消費税及び地方消費税相当分を積算するものとする。

## 第2節 工事費の積算

### 1-2-1 直接工事費

#### 1-2-1-1 材料費

材料費は、工事を施工するために必要な材料の費用とし、その算定は次の(1)及び(2)によるものとする。

##### (1) 数量

数量は、標準使用量に運搬、貯蔵及び施工中の損失量を実状に即して加算するものとする。

##### (2) 価格

価格は、原則として、入札時における市場価格とし、消費税相当分は含まないものとする。設計書に計上する材料の単位あたりの価格を設計単価といい、設計単価は、物価資料等を参考とし、買入価格、買入に要する費用及び購入場所から現場までの運賃の合計額とするものとする。

支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、設計時の類似品価格とする。

なお、設計単価は、物価資料（「建設物価」、「積算資料」をいう。）掲載価格または見積りをもとに、原則として下記により決定するものとし、実勢の価格を反映するものとする。

また、工事の規模、工種、施工箇所及び施工条件等から下記によりがたい場合は事前に協議のうえ別途決定する。

##### 1) 物価資料による場合

- ① 単価の決定は、物価資料に掲載されている実勢価格の平均値を採用する。ただし、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。なお、適用時期は毎月とする。
- ② 公表価格として掲載されている資材価格は、メーカー等が一般に公表している販売希望価格であり、実勢価格と異なるため、積算に用いる単価としない。ただし、公表価格で、割引率（額）の表示がある資材は、その割引率（額）を乗じた（減じた）価格を積算に用いる単価とする。

##### 2) 1)の方法によりがたい場合

1)の方法によりがたい場合は、見積りによって決定する。また、見積りを採用する場合の手順は、次によるものとする。

- ① 見積りを徴収する場合は、形状寸法、品質、規格、数量及び納入場所、見積り有効期限等の条件を必ず提示し、見積依頼を行う。なお、見積価格は実勢取引価格であることを確認する。
- ② 正式見積りは、原則として3社以上から徴収する。
- ③ 積算に用いる材料単価の決定方法は、異常値を除いた価格の平均価格とする。ただし、見積書の数が多い場合は、最頻度価格を採用する。

##### 3) 価格変動が著しい場合

主要資材単価の変動が著しい場合は、「物価資料等の速報」価格を採用する。

#### 1-2-1-2 労務費

労務費は、工事を施工するために必要な労務の費用とし、その算定は次の(1)及び(2)によるものとする。

##### (1) 所要人員

所要人員は、原則として、現場条件及び工事規模を考慮して工事ごとに査定するが、一般に過去の実績及び検討により得られた標準的な歩掛を使用するものとする。

##### (2) 労務賃金

労務賃金は、労働者に支払われる賃金であって、直接作業に従事した時間の労務費の基本給をいい、基本給は「公共工事設計労務単価」等を使用するものとする。

基準作業時間外の作業及び特殊条件により作業に従事して支払われる賃金を割増賃金といい、割増賃金は、従事した時間及び条件によって加算するものとする。

##### (3) 夜間工事の労務単価

- ① 通常勤務すべき時間帯（8h～17h）を超えて、時間外及び深夜に亘る作業を計画する場合は、国土交通省における非常勤職員の勤務条件等に関する取扱いについてを適用する。なお、休憩は超過勤務4時間を超えるごとに30分の休憩を与えるものとする。
- ② 2交替、3交替を計画する場合、所定労働時間（8）+1内は、基準額（深夜部分（22h～5h））にかかる場

合は、深夜割増し（基準額×割増対象賃金比×0.25）を含むとする。ただし、2交替の場合にあって、所定労働時間を超える場合は、時間外割増し（基準額×割増対象賃金比×1.25）、及び深夜時間外割増し（基準額×割増対象賃金比×1.50）を加算する。〔例-1〕、〔例-2〕

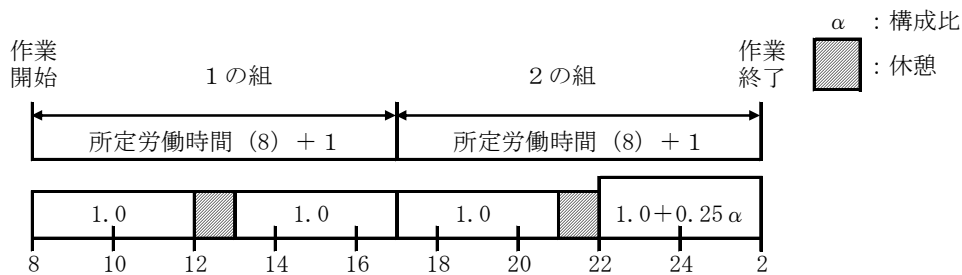
③ 現場条件により、やむを得ず、通常勤務すべき時間帯（8h～17h）をはずして作業を計画する場合は、次による。

〔例-3〕

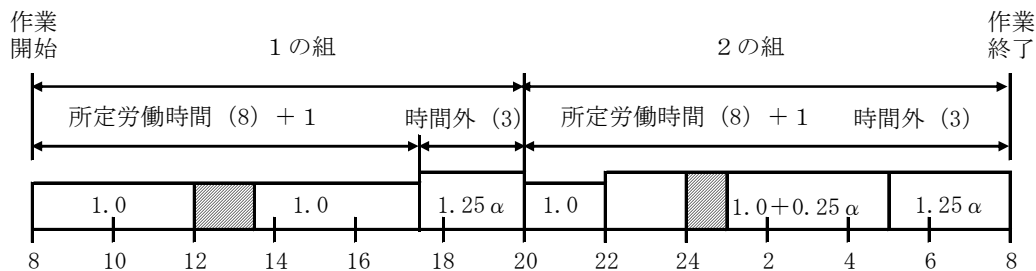
(イ) 所定労働時間内で17h～20h及び、6h～8hにかかる時間帯は、基準額とする。

(ロ) 所定労働時間内で20h～6hにかかる時間帯は基準額に1.5を乗ずる。ただし、作業開始から所定労働時間内までとし、所定労働時間を超えた時間帯については、前の①による。

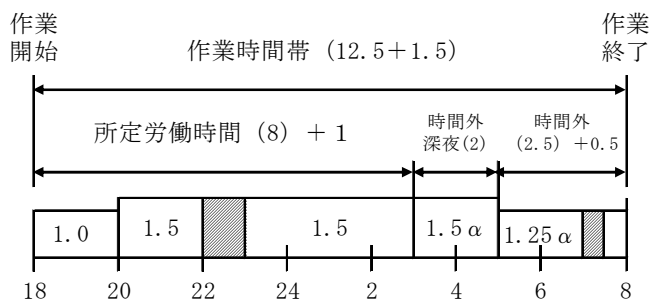
〔例-1〕



〔例-2〕



〔例-3〕



### 1-2-1-3 直接経費

直接経費は、工事を施工するに直接必要とする経費とし、その算定は次の(1)から(3)までによるものとする。

#### (1) 特許使用料

特許使用料は、契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用の合計額とするものとする。

#### (2) 水道光熱電力料

水道光熱電力料は、工事を施工するに必要な電力、電灯使用料、用水使用料及び投棄料等とするものとする。

#### (3) 機械経費

機械経費は、工事を施工するに必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）で、その算定は請負工

事機械経費積算要領に基づいて積算するものとする。

#### 1-2-1-4 諸雑費及び端数処理

##### (1) 諸雑費

###### 1) 諸雑費の定義

当該作業に必要な労務、機械損料及び材料等でその金額が全体の費用に比べて著しく小さい場合に、積算の合理化及び端数処理を兼ねて一括計上する。

###### 2) 単価表

###### ① 単価表（歩掛表に諸雑費率があるもの）

単位数当りの単価表の合計金額が、有効数字4桁になるように原則として所定の諸雑費率以内で端数を計上する。

###### ② 単価表（歩掛表に諸雑費率がなく、端数処理のみの場合）

単位数当りの単価表の合計金額が、有効数字4桁になるように原則として端数を計上する。

###### ③ 金額は「諸雑費」の名称で計上する。

###### 3) 内訳表

諸雑費は計上しない。

##### (2) 端数整理

① 単価表の各構成要素の数量×単価＝金額は小数第2位までとし、3位以下は切り捨てる。また、内訳書の各構成要素の数量×単価＝金額は1円までとし、1円未満は切り捨てる。

② 共通仮設費の率計上の金額は1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。

③ 現場管理費の金額は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。

#### 1-2-1-5 注意事項

##### (1) 歩掛の中で率計上となっている諸雑費について

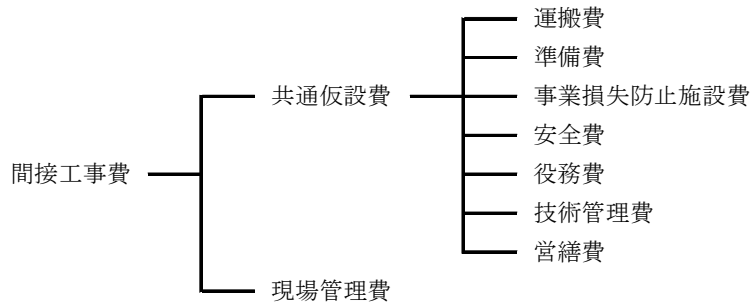
諸雑費は、雑材料、小器材の費用等について、積算の繁雑さを避けるため率計上するとともに、単価表作成にあたっての端数処理を兼ねたものである。

計上にあたっては、所定の諸雑費率の限度いっぱいとし、当該金額を超えない範囲で端数調整を行うものである。

## 1-2-2 間接工事費

### 1-2-2-1 総則

この算定基準は、間接工事費のうち共通仮設費の算定に係る必要な事項を定めたものである。共通仮設費の構成は、下記のとおりとする。



### 1-2-2-2 共通仮設費

#### (1) 工種区分

共通仮設費は、表-1に掲げる区分ごとに算定するものとする。

- 1) 工種区分は、工事名にとらわれることなく、工種内容によって適切に選定するものとする。
- 2) 2種以上の工種内容からなる工事については、その主たる工種区分を適用するものとする。なお、「主たる工種」とは、当該対象額の大きい方の工種をいう。ただし、対象額で判断しがたい場合は直接工事費で判断してよい。
- 3) 変更設計時に数量の増減等により主たる工種が変わっても当初設計の工種とする。

#### (2) 算定方法

共通仮設費の算定は、別表-1の工種区分にしたがって所定の率計算による額と積上げ計算による額とを加算しておこなうものとする。

##### 1) 率計算による部分

下記に定める対象額ごとに求めた率に、当該対象額を乗じて得た額の範囲内とする。

$$\text{対象額 (P)} = \text{直接工事費} + (\text{支給品費} + \text{無償貸付機械等評価額}) + \text{事業損失防止施設費}$$

(イ) 下記に掲げる費用は対象額に含めない。

- a. 原則として管材費のうち1/2の金額
- b. 簡易組立式橋梁、PC桁、グレーチング床版、門扉、ポンプの購入費
- c. 上記bを支給する場合の支給品費
- d. 鋼桁、門扉等の工場製作に係る費用のうちの工場原価

(ロ) 支給品費及び無償貸付機械等評価額は「直接工事費+事業損失防止施設費」に含まれるものに限るものとする。また、別途製作工事等で製作し、架設及び据付工事等を分離して発注する場合は、当該製作費は対象額に含めない。

(ハ) 無償貸付機械等評価額の算定は次式によりおこなうものとする。

$$\left( \begin{array}{c} \text{無償貸付機械} \\ \text{等評価額} \end{array} \right) = \left( \begin{array}{c} \text{無償貸付機械と同機種} \\ \text{同型式の機械等損料額} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{c} \text{当該建設機械等の設計書に} \\ \text{計上された経費} \end{array} \right)$$

(貸付にかかる損料額)

(業者持込の損料)

(無償貸付機械等損料額)

(二) 鋼橋桁等の輸送に係る間接費(対象額に対する率計算の場合)の積算は、発注形態別に次表によるものとする。

形態 \ 工種	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
製作+輸送+架設等	○	○	○
製作+輸送	×	○	○
輸送+架設等	○	○	○
輸送	×	○	○
架設等	○	○	○

○ 対象とする × 対象としない

(注) 購入桁については、製作を購入と読み替える。

2) 積上げ計算による部分

現場条件等を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。

3) 条件明示

安全対策上、重要な仮設物等については設計図書に明示し、極力指定仮設とするものとする。

4) 適用除外

この算定基準によることが困難又は不相当であると認められるものについては、適用除外とすることが出来る。

5) 間接工事費等の項目別対象表

間接工事費等		共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
対象額		対象額	直接工事費+共通仮設費=純工事費	純工事費+現場管理費=工事原価
項目	対象額	対象額	直接工事費+共通仮設費=純工事費	純工事費+現場管理費=工事原価
管材費	○ (原則1/2の金額)	○ (原則1/2の金額)	○ (原則1/2の金額)	○
桁等購入費	×	×	○	○
処分費等		処分費等(投棄料・上下水道料金・有料道路利用料の取扱いは、1-2-2-3 (7)参照)		
支給品費等	管材費	○ (原則1/2の金額)	○ (原則1/2の金額)	×
	桁等購入費	×	○	×
	一般材料費	○	○	×
	別途製作の製作費	×	×	×
	電力	○	○	×
無償貸付機械評価額	○	○	○	×
鋼橋門扉等工場原価	×	×	×	○
現場発生品	×	×	×	×

(注)(イ) 共通仮設費対象額とは、直接工事費+支給品費+無償貸付機械等評価額+事業損失防止施設費である。

(ロ) 管材費とは管及び弁類等の費用を言う。

(ハ) 桁等購入費とは、P C 桁、簡易組立式橋梁、グレーチング床版、門扉、ポンプの購入費をいう。

(ニ) 無償貸付機械評価額とは、無償貸付機械と同機種同型式の建設機械損料額から当該機械の設計に計上された額を控除した額をいう。

(ホ) 現場発生品とは、同一現場で発生した資材を物品管理法で規定する処理を行わず再使用する場合をいう。

(ヘ) 別途製作したものを一度現場に設置した後に発生品となり再度支給する場合の扱いは、別途製作の製作費と同じ扱いとする。

表-1 工種区分

工種区分	工事内容
開削工事及び小口径推進工事	水道施設整備に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事
シールド工事及び推進工事	水道施設整備に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が坑内で作業する推進工法による管渠工事
構造物工事（浄水場等）	水道施設整備に関する工事にあつて、次に掲げる工事 浄水場等を構築する構造物工事

(3) 共通仮設費の率分

1) 共通仮設費の率分の積算

共通仮設費の率分の算定は、別表-1の工種区分に従つて対象額ごとに求めた共通仮設費率を、当該対象額に掛けて得た額の範囲内とする。

2) 共通仮設費率の補正

共通仮設費率の補正については、以下により補正を行うものとする。

(イ) 施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正は別表-1の共通仮設費率に下表の補正値を加算するものとする。

施工地域・工事場所区分		補正値(%)
市 街 地		2.0
山 間 僻 地 及 び 離 島		1.0
地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.5
	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0

(注1) 施工地域の区分は以下のとおりとする。

市 街 地 : 施工地域が人口集中地区(D I D地区)及びこれに準ずる地区をいう。D I D地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km<sup>2</sup>以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。

山間僻地及び離島 : 施工地域が人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区をいう。

地 方 部 : 施工地域が上記以外の地区をいう。

(注2) 施工場所の区分は以下のとおりとする。

一般交通の影響 : ① 施工場所において一般交通の影響を受ける場合  
 を受ける場合 ② " 地下埋設物件の影響を受ける場合  
 ③ " 50m以内に人家等が連なっている場合

(ロ) 施工地域区分が2つ以上となる場合の取扱い

工事場所において地域区分が2つ以上となる場合には、補正値の大きい方を適用する。

(ハ) 共通仮設費(率分)の計算

共通仮設費(率分) = 対象額(P) × (共通仮設費率(K r) + 施工地域・工事場所を考慮した補正値)  
 ただし、共通仮設費率は別表-1による。



別表-1 共通仮設費率標準値

対象額(P) 適用区分	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
	下記の率とする	A×P <sup>b</sup> により算定された率とする。 ただし、変数値は下記による		下記の率とする
工種区分		A	b	
開削工事及び小口径推進工事	13.32%	485.4	-0.2231	4.08%
シールド工事及び推進工事	12.85%	422.4	-0.2167	4.08%
構造物工事(浄水場等)	7.64%	13.5	-0.0353	6.34%

算定式

$$K_r = A \cdot P_b$$

ただし  $K_r$  : 共通仮設費率 (%)

P : 対象額 (円)

A・b : 変数値

注)  $K_r$  の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

#### (4)-1 運搬費

##### 1) 運搬費の積算

運搬費として積算する内容は次のとおりとする。

##### ① 建設機械器具の運搬等に要する費用

- (イ) 質量 20 t 以上の建設機械の貨物自動車等による運搬
- (ロ) 仮設材(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運搬
- (ハ) 重建設機械の分解、組立及び輸送に要する費用
- (ニ) 質量 20 t 未満の建設機械の搬入、搬出及び現場内小運搬
- (ホ) 器材等の搬入、搬出及び現場内小運搬

ただし、支給品及び現場発生産品については、積上げ積算し、直接工事費に計上するものとする。

- (ヘ) 建設機械の自走による運搬
- (ト) 建設機械等の日々回送に要する費用
- (チ) 質量 20 t 以上の建設機械の現場内小運搬

##### ② 鋼桁、門扉等工場製作品の運搬(直接工事費に計上)

##### ③ ①～②に掲げるもののほか、工事施工上必要な建設機械器具の運搬等に要する費用

##### ④ 建設機械等の運搬基地

運搬基地は、建設機械等の所在場所等を勘案のうえ決定するものとする。

##### 2) 積算方法

##### ① 共通仮設費に計上される運搬費

(イ) 共通仮設費率に含まれる運搬費

- a. 質量 20 t 未満の建設機械の搬入、搬出及び現場内小運搬
- b. 器材等(型枠材、支保材、足場材、敷鉄板(敷鉄板設置撤去工で積上げた分は除く)、橋梁バント、橋梁架設用タワー、橋梁用架設桁設備、排砂管、トレミー管、トンネル用スライディングセントル等)の搬入、搬出及び現場内小運搬
- c. 建設機械の自走による運搬(トラッククレーンラチスジブ型 25 t 吊及び油圧伸縮ジブ型 80 t 以上は、積み上げるものとする。)
- d. 建設機械等の日々回送(分解・組立・輸送)に要する費用
- e. 質量 20 t 以上の建設機械の現場内小運搬  
ただし、特殊な現場条件等により分解・組立を必要とする場合は別途加算出来るものとする。
- f. 上記 1)、①、(ハ)の中で、トラッククレーン(油圧伸縮ジブ型 20～50 t 吊)・ラフテレーンクレーン(油圧伸縮ジブ型 20～70 t 吊)の分解、組立及び輸送に要する費用

(ロ) 積上げ項目による運搬費

- a. 質量 20 t 以上の建設機械の貨物自動車等による運搬

- b. 仮設材（鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等）  
ただし、敷鉄板については敷鉄板設置撤去工で積上げた敷鉄板を対象とする。
- c. 重建設機械の分解、組立及び輸送に要する費用  
ただし、トラッククレーン（油圧伸縮ジブ型 20～50 t 吊）・ラフテレーンクレーン（油圧伸縮ジブ型 20～70 t 吊）は除く。
- d. 賃料適用のトラッククレーン（油圧伸縮ジブ型 80 t 吊以上）及びクローラクレーン（油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型 35 t 吊以上）の分解組立時にかかる本体賃料及び運搬中の本体賃料

② 直接工事費に計上される運搬費

- a. 鋼桁、門扉、工場製作品の運搬
- b. 支給品及び現場発生品の運搬

③ 質量 20 t 以上の建設機械の貨物自動車等による運搬

質量 20 t 以上の建設機械器具の搬入、又は搬出の積算は運搬車両 1 台ごとに次式により行うものとする。

$$U_k = [A1 \cdot (1 + C1 + C4) + A2 \cdot C2 + A3 \cdot C3 + B] \cdot D + M + K$$

ただし、

U<sub>k</sub>：貨物自動車による運搬費

A1：基本運賃料金

各運輸局が公示した「一般貨物運送事業の貸切り運賃」によるものとする。なお、車扱運賃料金の適用は原則として「距離制運賃料金」によるものとし、運搬距離は運搬基地より現場までの距離とする。発地・着地で運輸局が異なる場合は、発注機関の存在する運輸局を適用する。また、基本運賃料金の 10% の範囲での増減運用は一般の場合は適用しない。

A2：悪路割増区間基本運賃料金

各運輸局が公示した「一般貨物運送事業の貸切り運賃」によるものとする。なお、車扱運賃料金の適用は原則として「距離制運賃料金」によるものとし、運搬距離は運搬基地より現場までの距離のうち、悪路区間の距離とする。

A3：冬期割増区間基本運賃料金

各運輸局が公示した「一般貨物運送事業の貸切り運賃」によるものとする。なお、車扱運賃料金の適用は原則として「距離制運賃料金」によるものとし、運搬距離は運搬基地より現場までの距離のうち、冬期割増区間の距離とする。

B：諸料金

a. 地区割増料

貨物の発地又は着地が、東京都（特別区に限る）又は、住民基本台帳に基づく人口が 50 万人以上の都市の場合には、各運輸局が公示した「一般貨物運送事業の貸し切り運賃」の地区割増料を加算する。ただし、貨物の発地及び着地が同一都市内又は隣接都市間の場合は、発地又は着地のいずれか一方についてのみ加算する。

b. 車両割増料 …………… 適用しない。

C1～C4：運賃割増率（表-2）

C1：特大品割増

C2：悪路割増

C3：冬期割増

C4：深夜早朝割増

D：運搬車両の台数（1 を代入する。）

M：その他の諸料金

1) 組立、解体に要する費用

重建設機械の組立、解体に要する費用は別途加算する。

2) その他下記事項の料金を必要により計上する。

a 荷役機械使用料

b 自動車航送船使用料

- c 有料道路利用料  
 d その他
- K : 運搬される建設機械の運搬中の賃料 (円)  
 運搬される建設機械(被運搬建設機械)の運搬中の賃料を計上する。  
 積算方法は、「1) 運搬される建設機械の運搬中の賃料」による。

\*建設機械運搬方法等は表-3 による。

\*端数処理

輸送費 (基本運賃料金×運賃割増率) 及び諸料金 (B) は、各々端数処理計算し、その金額が 10,000 円未満の場合は 100 円未満を 100 円に、10,000 円以上の場合は 500 円未満を 500 円に、500 円を超え、1,000 円未満の端数は、1,000 円にそれぞれ切上げる。

表-2 運賃割増率

割 増 項 目	適 用 範 囲		割 増 率	
特大品割増 (C1)	建設機械類	使用車両積載トン数15 t 未満	6割増	
		〃 15 t 以上	7 〃	
	鋼橋、 水閘門等	単体の長(m)	単体の質量(t)	—
		12 ≤ L < 15	1 ≤ G < 15	8 〃
		15 ≤ L < 20	—	10 〃
(注)3	20 ≤ L	15 ≤ G	12 〃	
悪路割増 (C2)	悪路割増区間の運送距離に対応する基本運賃×割増率 道路法による道路及びその他の一般交通の用に供する場所並びに自動車道以外の場所に限る。		3 〃	

	冬期割増区間の運送距離に対応する基本運賃×割増率		割増率
	地 域	期 間	
冬期割増 (C3)	北海道	自11月16日 至4月15日	2割増
	青森県、秋田県、山形県、新潟県、長野県、富山県、石川県、福井県、鳥取県、島根県の全域	自12月1日 至3月31日	
	岩手県のうち、北上市、久慈市、遠野市、二戸市、九戸郡、二戸郡、上閉伊郡、下閉伊郡、岩手郡、和賀郡、福島県のうち、会津若松市、喜多方市、南会津郡、北会津郡、耶麻郡、大沼郡、河沼郡、岐阜県のうち、高山市、大野郡、吉城郡、益田郡、郡上郡		
深夜割増 (C4)	運搬時間を「22～5時」に指定する場合。		3割増

(注) 1. 誘導車、誘導員の費用は特大品割増に含む。

2. 特大品割増 (C1) で単体の長さ質量ともに該当する場合は、いずれか大きい方の率とする。

1) 運搬される建設機械の運搬中の賃料 (K)

運搬される建設機械の運搬中の賃料は次式により計上する。

運搬中の賃料 = 運搬される機械の日当り賃料 (円) × 運搬に要する日数 (日)

$K = \text{運搬される建設機械の運搬中の日当り賃料 (円)} \times 2 \cdot L / (\text{輸送速度} \times 8)$

K : 運搬中の賃料

L : 運搬距離 (km) 基地から現場までの片道距離とする。

輸送速度 : (30 km/h)

(注) 1. 運搬に要する日数の端数処理は小数第2位を四捨五入し、小数第1位止めとする。

2. 運搬に要する日数は運搬状況を勘案して決定する。なお、トラックによる輸送は、時速 30 km/h を標準とする。

3. 往復の運搬距離が異なる場合は、各々の距離に応じた運搬日数にて算出のこと。

4. 分解組立を要する重建設機械の積算にあたっては、重建設機械分解組立により積算すること。  
 なお、重建設機械分解組立輸送については、運搬中の賃料（K）が考慮されている。

表-3 建設機械運搬方法

機 械 名	規 格	自 走		車 載		備 考
		速度 (km/h)	労務	車種	機械 質量 (t)	
路面切削機 (ホイール式・廃材積込装置付)	2.0m			R	29.00	
除雪ドーザ（プラウ含む） （クローラ型）	21 t			R	21.90	
スタビライザ （路床改良用）	深1.2m 幅2.0m			R	23.50	
自走式破碎機	クラッシャー寸法 開 925mm 幅 450mm			R	30.00	
油圧式杭圧入引抜機 （硬質地盤専用圧入機）	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用			R	29.70	
油圧式杭圧入引抜機 （硬質地盤専用圧入機）	鋼矢板V <sub>L</sub> ・VI <sub>L</sub> ・Ⅱ <sub>W</sub> ・Ⅲ <sub>W</sub> ・Ⅳ <sub>W</sub> 型用			R	37.90	

- (注) 1. 貨物自動車による運搬は計上する。  
 2. 車載のRはトレーラである。  
 3. 本表に掲載のある建設機械については、分解組立の必要はない。

- ④ 仮設材（鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等）の運搬  
 ④-1 仮設材（鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等）の運搬費用

仮設材の運搬は次式により行うものとする。

$$U = [E \cdot (1 + F_1 + F_2)] \cdot G + H$$

ただし、U：仮設材の運搬費

E：基本運賃（円／t）

下表によるものとする。

なお、運搬距離は運搬基地より現場までの距離とする。

また、運賃は下表に掲げてある基本運賃に、必要に応じ冬期割増及び深夜・早朝割増を行うものとし、車両留置料、長大品割増、休日割増、特別割引は適用しない。

基本運賃表

(単位：円/t)

距離 \ 製品長	12m以内		12m超～ 15m以内		15m超	
10kmまで	2,400	(2,070)	2,540	(2,540)	2,970	(2,950)
20 "	2,500	(2,200)	2,750	(2,700)	3,250	(3,220)
30 "	2,700	(2,450)	2,750	(2,700)	3,500	(3,460)
40 "	2,850	(2,690)	3,000	(2,940)	3,670	(3,670)
50 "	3,100	(2,940)	3,300	(3,220)	3,950	(3,920)
60 "	3,270	(3,150)	3,750	(3,550)	4,150	(4,150)
70 "	3,590	(3,380)	3,970	(3,820)	4,380	(4,380)
80 "	3,780	(3,610)	4,210	(4,150)	4,610	(4,610)
90 "	3,920	(3,830)	4,390	(4,390)	4,840	(4,840)
100 "	4,090	(4,060)	4,640	(4,540)	5,050	(5,050)
110 "	4,290	(4,250)	4,760	(4,670)	5,260	(5,260)
120 "	4,490	(4,270)	4,940	(4,820)	5,470	(5,460)
130 "	4,680	(4,550)	5,110	(4,960)	5,660	(5,630)
140 "	4,870	(4,550)	5,290	(5,120)	5,820	(5,820)
150 "	5,070	(4,830)	5,550	(5,330)	6,030	(6,030)
160 "	5,350	(4,830)	5,800	(5,500)	6,210	(6,210)
170 "	5,470	(5,110)	5,970	(5,650)	6,390	(6,390)
180 "	5,590	(5,200)	6,020	(5,860)	6,560	(6,560)
190 "	5,760	(5,400)	6,040	(6,050)	6,760	(6,740)
200 "	5,980	(5,600)	6,230	(6,270)	6,940	(6,910)
200kmを超え500kmまで 20kmまでを増すごとに	275	( 280)	300	( 350)	350	( 400)
500kmを超え 50kmまでを増すごとに	573	( 600)	600	( 700)	800	( 826)

(注) 1. 北海道・東北・北陸・中国・四国・九州の6地方は( )内の運賃を適用する。

発地・着地で地方が異なる場合は、発注機関の存在する地方を適用する。

2. 敷鉄板については敷鉄板設置撤去工で積上げた敷鉄板を対象とする。

F 1～F 2：運賃割増率

F1：冬季割増

地 域	期 間	割増率
北海道	自11月16日 至4月15日	2割
青森県、秋田県、山形県、新潟県、長野県、富山県、石川県、福井県、鳥取県、島根県の全域 岩手県のうち北上市、久慈市、遠野市、二戸市、九戸郡、二戸郡、上閉伊郡、下閉伊郡、岩手郡、和賀郡、福島県のうち会津若松市、喜多方市、南会津郡、北会津郡、耶麻郡、大沼郡、河沼郡、岐阜県のうち高山市、大野郡、吉城郡、益田郡、郡上郡	自12月1日 至3月31日	

F 2：深夜・早朝割増

午後10時から午前5時まで	3割
---------------	----

G：運搬質量（t）

H：その他の諸料金（円）

その他、下記事項の料金を必要により計上する。

- a. 有料道路使用料
- b. 自動車航送船利用料
- c. その他

\*端数の処理

運賃及び料金は当該輸送トン数ごとに計算し、当該運賃又は料金の円未満の金額については切捨てる。

④-2 仮設材（鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等）の積込み、取卸しに要する費用

仮設材（鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等）の積込み・取卸し費

場 所	作 業	費 用（円／t）		
基 地	積 込 み	750	1,500	3,000
	取 卸 し	750		
現 場	積 込 み	750	1,500	
	取 卸 し	750		

(注) 1. 橋梁ベント、橋梁架設用タワーは率に含まれるため適用しない。

2. 敷鉄板については敷鉄板設置撤去工で積上げた敷鉄板を対象とする。

⑤ 重建設機械分解・組立

⑤-1 適用範囲

本資料は、工事現場に搬入搬出する標準的な重建設機械の分解・組立及び輸送に適用し、適用する建設機械は表-4-1を標準とする。

表-4-1 適用建設機械

機 械 区 分	適 用 建 設 機 械
ブ ル ド ー ザ	ブルドーザ（リッパ装置付を含む） 普通21 t 級以上～63 t 級以下 湿地20 t 級以上～28 t 級以下
バ ッ ク ホ ウ 系	バックホウ 山積1.0 m <sup>3</sup> 以上～2.1 m <sup>3</sup> 以下 （平積0.7 m <sup>3</sup> 以上～1.5 m <sup>3</sup> 以下） 油圧クラムシェル・テレスコピック 平積0.4 m <sup>3</sup> 以上～0.6 m <sup>3</sup> 以下
ク ロー ラ ク レ ー ン 系	クローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型・機械駆動式ウインチ・ラチスジブ型〕 吊り能力 16 t 以上～300 t 以下 クラムシェル 〔油圧ロープ式・機械ロープ式〕 平積0.6 m <sup>3</sup> 以上～3.0 m <sup>3</sup> 以下 バイプロハンマ 〔クローラクレーン・油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型・50～55 t 吊〕
ト ラ ッ ク ク レ ー ン	トラッククレーン〔油圧伸縮ジブ型〕 オールテレーンクレーン〔油圧伸縮ジブ型〕 吊り能力 80 t 以上～500 t 以下
ク ロー ラ 式 杭 打 機	ディーゼルハンマ（防音カバー装置除く） 油圧ハンマ アースオーガ（二軸同軸式を含む） ディーゼルハンマ・アースオーガ併用 モンケン・アースオーガ併用 アースオーガ併用圧入杭打機 アースオーガ中掘式 機械質量 20 t 以上～150 t 以下
オ ー ル ケ ー シ ン グ 掘 削 機	オールケーシング掘削機 〔クローラ式〕 掘削径 2,000 mm以下 オールケーシング掘削機 〔据置式〕 掘削径 2,000 mm以下
地 盤 改 良 機 械	サンドパイル打機 粉体噴射攪拌機（付属機器除く） 深層混合処理機 ペーパードレーン打機 機械質量 20 t 以上～170 t 以下
ト ン ネ ル 用 機 械	自由断面トンネル掘削機 ドリルジャンボ 機械質量 20 t 以上～60 t 以下
連 続 地 中 壁 用 機 械	地下連続壁施工機〔回転水平多軸・クローラ式〕 壁厚 1,200～2,400 mm 壁厚 650～1,500 mm クローラ式アースオーガ〔三軸式・直結3点支持式〕 オーガ出力 90kW

⑤-2 施工歩掛

(イ) 使用機械の規格選定

分解・組立に使用するクレーンは、表-4-2を標準とする。

表-4-2 クレーンの規格選定

機械区分	規格	分解組立用クレーン	
		名称	規格
ブルドーザ バックホウ系 オールケーシング掘削機 (クローラ式) 地盤改良機械 トンネル用機械	表-4 参照	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第1次基準値)	25 t 吊
クローラクレーン系	35 t 吊以下 (クラムシエル 平積0.6 m <sup>3</sup> 含む)	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第1次基準値)	25 t 吊
	80 t 吊以下 (クラムシエル 平積2.0 m <sup>3</sup> 以下含む)		
	150 t 吊以下 (クラムシエル 平積3.0 m <sup>3</sup> 以下含む)		50 t 吊
	300 t 吊以下		
トラッククレーン	表-4 参照	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第1次基準値)	50 t 吊
クローラ式杭打機	質量60 t 以下	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第1次基準値)	25 t 吊
	質量100 t 以下		
	質量150 t 以下		
オールケーシング掘削機 〔据置式〕	表-4 参照	クローラクレーン 油圧駆動式ウインチ・ ラチスジブ型	60～65 t 吊
連続地中壁用機械 〔地下連続壁施工機〕	表-4 参照	トラッククレーン 油圧伸縮ジブ型	45 t 吊
連続地中壁用機械 〔クローラ式アースオーガ〕	表-4 参照	クローラクレーン 油圧駆動式ウインチ・ ラチスジブ型	50 t 吊

- (注) 1. 現場条件等により、上表により難しい場合は別途選定することが出来る。  
 2. ラフテレーンクレーン、トラッククレーンは賃料とする。  
 3. 連続地中壁用機械クローラ式アースオーガの分解組立用クレーン「クローラクレーン」は賃料とし、  
 機械運転単価は「国土交通省土木工事標準積算基準書(共通編)第Ⅱ編第2章⑩連続地中壁工(柱列  
 式)」による。



(ロ) 歩掛

分解・組立1台1回当り歩掛は、表-4-3を標準とする。

表-4-3 歩掛

機 械 区 分	規 格 区 分	機 械 質 量 区 分	労務歩掛 特殊作業員 (人) 〔分解+組立〕	クレーン 運転歩掛 (日) 〔分解+組立〕	運搬費 等 率 (%)	諸 雑 費 率 (%)
ブ ル ド ー ザ	21 t 級以下	—	1.5	1.5	191	3
	44 t 級以下	—	2.5	2.5	184	3
	63 t 級以下	—	3.8	3.8	188	3
バ ッ ク ホ ウ 系	山積1.4m <sup>3</sup> 以下 〔油圧クラムシェル ・テレスコピック 0.4m <sup>3</sup> 以上 0.6m <sup>3</sup> 以下含む〕	—	2.7	1.6	297	3
	山積2.1m <sup>3</sup> 以下	—	3.8	2.3	294	3
ク ロ ー ラ ク レ ー ン 系	35 t 吊以下 〔クラムシェル 平積0.6m <sup>3</sup> 含む〕	—	3.3	1.1	348	5
	80 t 吊以下 〔クラムシェル 平積2.0m <sup>3</sup> 以下含む〕	—	5.0	1.7	354	5
	150 t 吊以下 〔クラムシェル 平積3.0m <sup>3</sup> 以下含む〕	—	12.5	4.2	258	3
	300 t 吊以下	—	21.9	7.3	258	3
ト ラ ッ ク ク レ ー ン	120 t 吊以下	—	2.2	1.5	667	3
	160 t 吊以下	—	3.5	2.4	673	3
	360 t 吊以下	—	4.8	3.2	673	3
	500 t 吊以下	—	8.3	5.5	683	3
ク ロ ー ラ 式 杭 打 機	—	60 t 以下	7.6	2.4	200	3
	—	100 t 以下	13.1	4.1	200	3
	—	150 t 以下	19.1	6.0	200	3
オールケーシング掘削機 〔クローラ式〕	—	—	3.9	3.4	466	5
オールケーシング掘削機 〔据置式〕	—	—	4.9	11.9 (h)	448	4
地 盤 改 良 機 械	—	60 t 以下	17.8	6.9	104	3
	—	120 t 以下	48.8	18.9	104	3
	—	170 t 以下	65.1	25.3	104	3
トンネル用機械	—	—	9.0	1.8	357	7
連続地中壁用機械 〔地下連続壁施工機〕	—	—	54.4	9.5	134	4
連続地中壁用機械 〔クローラ式アースオーガ〕	—	—	27.7	6.0	147	2

- (注) 1. 上記歩掛は、分解・組立の合計であり、内訳は分解50%、組立50%である。  
 2. 本歩掛には標準的作業に必要な装備品・専用部品は含まれている。  
 3. 運搬費等は、諸雑費（ウエス、洗浄油、グリス、油圧作動油）、トラック及びトレーラによる運搬費〔往復〕（誘導車、誘導員含む）、賃料・損料費（自走による本体の賃料・損料、賃料適用機械の運搬中本体賃料、賃料適用機械の分解・組立時本体賃料）であり、労務費・クレーン運転費の合計額に上表の率を乗じて計上する。  
 4. 諸雑費は、ウエス、洗浄油、グリス、油圧作動油の費用であり、分解・組立のみを計上する際に適用し、労務費・クレーン運転費の合計額に上表の率を乗じて計上する。なお、諸雑費を適用する場合、本体が賃料適用機械については、別途分解・組立時の賃料を計上すること。

⑤-3 単価表

(イ) 重建設機械分解組立輸送1回当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
特 殊 作 業 員		人		表-4-3
分 解 組 立 用 ク レ ーン		日 (h)		表-4-2、表-4-3
運 搬 費 等		式	1	表-4-3
諸 雑 費		〃	1	〃
計				

(ロ) 重建設機械分解組立1回当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
特 殊 作 業 員		人		表-4-3
分 解 組 立 用 ク レ ーン		日 (h)		表-4-2、表-4-3
諸 雑 費		式	1	表-4-3
計				

#### (4)-2 準備費

##### 1) 準備費の積算

準備費として積算する内容は次のとおりとする。

##### ① 準備及び後片付けに要する費用

- イ 着手時の準備費用
- ロ 施工期間中における準備、後片付け費用
- ハ 完成時の後片付け費用

##### ② 調査・測量、丁張等に要する費用

- イ 工事着手前の基準測量等の費用
- ロ 縦、横断面図の照査等の費用
- ハ 用地幅杭等の仮移設等の費用
- ニ 丁張の設置等の費用

##### ③ 準備作業に伴う、伐開、除根、除草による現場内の集積・積込み及び整地、段切り、すりつけ等に要する費用

##### ④ ①から③に掲げるもののほか、工事施工上必要な準備作業。ただし伐開、除根等に伴い発生する建設廃棄物等を工事現場外に搬出する運搬及び処分に関する費用については、準備費の中で積上げ計上する。

##### ⑤ 準備作業に伴い発生する交通誘導員の費用については、安全費に積上げ計上する。

##### 2) 積算方法

準備費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、前記1)の①、②、③とし、積上げ計上する項目は前記1)の④に要する費用とし、現場条件を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。

#### (4)-3 事業損失防止施設費

##### 1) 事業損失防止施設費の積算

事業損失防止施設費として積算する内容は次のとおりとする。

##### ① 工事施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等に起因する事業損失を未然に防止するための仮施設の設置費、撤去費、及び当該仮施設の維持管理等に要する費用

##### ② 事業損失を未然に防止するために必要な調査等に要する費用

##### 2) 積算方法

事業損失防止施設費の積算は、現場条件を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。

#### (4)-4 安全費

##### 1) 安全費の積算

安全費として積算する内容は次のとおりとする。

##### ① 交通管理に要する費用

##### ② 安全施設等に要する費用

##### ③ 安全管理等に要する費用

##### ④ ①～③に掲げるもののほか、工事施工上必要な安全対策等に要する費用

##### 2) 積算方法

安全費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、下記の項目とする。

##### ① 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用

##### ② 不稼働日の保安要員等の費用

##### ③ 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料

##### ④ 夜間工事その他、照明が必要な作業を行う場合における照明に要する費用（大規模な照明設備を必要とする広範な工事（ダム・トンネル工事）は除く）

##### ⑤ 河川、海岸工事における救命艇に要する費用

##### ⑥ 長大トンネルにおける防火安全対策に要する費用

##### ⑦ 酸素欠乏症の予防に要する費用

- ⑧ 粉塵作業の予防に要する費用（ただし、「ずい道等建設工事における粉塵対策に関するガイドライン」によるトンネル工事の粉塵発生源に係る措置の各設備は、仮設工に計上する。）
- ⑨ 安全用品等の費用
- ⑩ 安全委員会等に要する費用

上記以外で積上げ計上する項目は、次の各項に要する費用とする。

- ① 交通誘導員及び機械の誘導員等の交通管理に要する費用
- ② 鉄道、空港関係施設等に近接した工事現場における出入り口等に配置する安全管理員等に要する費用
- ③ バリケード、転落防止柵、工事標識、照明等のイメージアップに要する費用（積算方法は、「1-2-6 イメージアップ経費の積算」による）
- ④ 高圧作業の予防に要する費用
- ⑤ 河川及び海岸の工事区域に隣接して、航路がある場合の安全標識・警戒船運転に要する費用
- ⑥ その他、現場条件等により積み上げを要する費用

### 3) 交通誘導員の積算

現場条件に応じて、交通誘導員の配置人員、作業時間帯、期間を計上する。

表-5 交通誘導員の計上区分

区分	現場条件	計算式	
		交通誘導員A	交通誘導員B
1	昼間勤務（8:00～17:00） 実働 8時間（交替要員無し）	$A \times \text{必要日数} \times N$	$A \times \text{必要日数} \times N$
2	昼間勤務（8:00～17:00） 実働 9時間（交替要員有り）	$1.2A \times \text{必要日数} \times N$	$1.2A \times \text{必要日数} \times N$
3	夜間勤務（20:00～5:00） 実働 8時間（交替要員無し）	$1.5A \times \text{必要日数} \times N$	$1.5A \times \text{必要日数} \times N$
4	夜間勤務（20:00～5:00） 実働 9時間（交替要員有り）	$1.8A \times \text{必要日数} \times N$	$1.8A \times \text{必要日数} \times N$
5	24時間勤務 実働 22時間（交替要員無し）	$3.0A \times \text{必要日数} \times N$	$3.0A \times \text{必要日数} \times N$
6	24時間勤務 実働 24時間（交替要員有り）	$3.4A \times \text{必要日数} \times N$	$3.5A \times \text{必要日数} \times N$

- (注) 1. A：交通誘導員単価、N：配置人員  
 2. 日曜、祝祭日等の休日割増は適用しない。  
 3. 区分5、6は2交替制勤務とする。  
 4. 交替要員有りは、休憩、休息时间についても交通誘導を行う場合に適用する。  
 5. 作業時間帯等が異なる場合は、別途積算するものとする。

### (4)-5 役務費

#### 1) 役務費の積算

役務費として積算する内容は次のとおりとする。

- ① 土地の借上げ等に要する費用
- ② 電力、用水等の基本料
- ③ 電力設備用工事負担金

#### 2) 役務費の積算

役務費の積算は、現場条件を的確に把握し、必要額を適正に積み上げるものとする。

##### ① 借地料

土地の借上げを必要とする場合に計上するものとし、借地単価は次式により算定する。

(イ) 宅地・宅地見込地及び農地  $A = B \times 0.06 \div 12$

(ロ) 林地及びその他の土地  $A = B \times 0.05 \div 12$

A：借地単価（円／㎡／月）

B：土地価格（円／㎡）

※上記算定式は、国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準第25条、同運用に係わる場合に適用する。

#### ② 電力基本料金

料金は、負荷設備、使用条件に応じて異なるため、個々に電力会社の「電気供給規程」により積算する。

#### ③ 電力設備用工事負担金

電力設備用工事負担金とは、臨時電力（1年未満の契約の契約期間の場合に適用）の臨時工事費及び高压電力甲等（1年以上の契約期間で1年間までは負荷を増減しない場合に適用）の、工事費負担金を総称するものである。

工事費負担金は、使用する設備容量、電気供給契約種別、電力会社が施設する配電線路の延長等によって異なるので設備容量、使用期間、使用場所等を定めて負担金を計上する。

### (4)-6 技術管理費

#### 1) 技術管理費の積算

技術管理費として積算する内容は次のとおりとする。

- ① 品質管理のための試験等に要する費用
- ② 出来形管理のための測量等に要する費用
- ③ 工程管理のための資料の作成等に要する費用
- ④ ①～③に掲げるもののほか、技術管理上必要な資料の作成に要する費用

#### 2) 積算方法

技術管理費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、前記1)の①、②、③のうち下記項目とする。

- ① 品質管理基準に記載されている項目に要する費用
- ② 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用
- ③ 工程管理のための資料の作成等に要する費用
- ④ 完成図、マイクロフィルムの作成及び電子納品等（道路工事完成図等作成要領に基づく電子納品を除く）に要する費用
- ⑤ 建設材料の品質記録保存に要する費用
- ⑥ コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用
- ⑥ コンクリートの単位水量測定、ひび割れ調査、テストハンマーによる強度推定調査に要する費用
- ⑦ PC上部工、アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用
- ⑧ 塗装膜厚施工管理に要する費用
- ⑨ 溶接試験における放射線透過試験に要する費用
- ⑩ 施工管理で使用するOA機器の費用
- ⑪ 品質証明に係る費用（品質証明費）

上記以外で積上げずる項目は、次の各項に要する費用とする。

#### (イ) 特殊な品質管理に要する費用

- ・管接合部の水圧試験、超音波試験、X線検査等
- ・土質等試験：品質管理基準に記載されている項目以外の試験
- ・地質調査：平板載荷試験、ボーリング、サウンディング、その他原位置試験

#### (ロ) 現場条件等により積上げを要する費用

- ・軟弱地盤等における計器の設置・撤去及び測定・とりまとめに要する費用
- ・試験盛土等の工事に要する費用

#### (ハ) 施工合理化調査、施工形態動向調査及び諸経費動向調査に要する費用

#### (ニ) その他、前記イ、ロに含まれない項目で、特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用

### (4)-7 営繕費

#### 1) 営繕費として積算する内容は次のとおりとする。

- ① 現場事務所、試験室等の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に要する費用
- ② 労働者宿舍の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に要する費用
- ③ 倉庫及び材料保管場の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に要する費用
- ④ 労働者の輸送に要する費用

- ⑤ 上記①、②、③に係る土地・建物の借上げに要する費用
- ⑥ 監督員詰所及び火薬庫の営繕（設置・撤去、維持・補修）に要する費用
- ⑦ ①～⑥に掲げるもののほか工事施工上必要な営繕等に要する費用

## 2) 積算方法

営繕費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、前記1)の①、②、③、④、⑤の項目とする。また、監督員詰所の設置は工事期間、工事場所、施工時期、工事規模、監督体制等を考慮して必要な費用を積上げるものとする。

### イ. 監督員詰所

- ・ 設置撤去する場合  $E_k = A(500 \cdot M + 14,150) + t \cdot M$
- ・ 設置のみの場合  $E_k = A(500 \cdot M + 10,600) + t \cdot M$
- ・ 撤去のみの場合  $E_k = A(500 \cdot M + 3,550) + t \cdot M$
- ・ 損料のみの場合  $E_k = A(500 \cdot M) + t \cdot M$

ただし、 $E_k$ ：監督員詰所に係る営繕費

( $E_k$ には、建物の設置・撤去・損料に要する費用、電気・水道・ガス設備の設置・撤去に要する費用、下記  $t$  の費用が含まれる。)

$A$ ：建物面積 (㎡)

(建物面積は人員2名までは25㎡を標準とする。ただし、現場条件及び夜間作業を伴い宿泊施設を要する場合等により、詰所の規模は別途考慮することが出来る。)

$M$ ：月数(必要日数を30日で除し、小数第2位を四捨五入し、小数1位止めとする。)

$t$ ：次の項目に要する費用

- a. 備品(机、いす、黒板、温度計、書箱、時計、エアコン、消火器、湯沸器、ロッカー、応接セット)に要する費用

備品は損料として13,800円/月を計上する。

- b. その他、現場条件等により積上げを要する費用。

- (注) 1. 備品及び車庫を計上する場合は、特約事項又は特記仕様書に明示するものとする。
2. 上記の $E_k$ については、電気、水道、ガスに係る基本料及び使用料は含まれていない。
3. 電気、水道、ガスに係る既設の供給管(線)と監督員詰所が離れている場合は、別途考慮することが出来る。
4. 監督員詰所の設置にあたり土地等の借上げが必要な場合は、別途考慮することが出来る。

① 現場事務所、監督員詰所等の美装化、シャワーの設置、トイレの水洗化等に要する費用とし、積算方法は「1-2-6 イメージアップ経費の積算」による。

② その他、現場条件等により積上げを要する費用。

### 1-2-2-3 現場管理費

#### (1) 現場管理費の項目及び内容

##### 1) 労務管理費

現場労働者に係る次の費用とする。

- イ. 募集及び解散に要する費用（赴任旅費及び解散手当を含む。）
- ロ. 慰安、娯楽及び厚生に要する費用
- ハ. 直接工事費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業用被服の費用
- ニ. 賃金以外の食事、通勤等に要する費用
- ホ. 労災保険法等による給付以外に災害時には事業主が負担する費用

##### 2) 安全訓練等に要する費用

現場労働者の安全・衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用

##### 3) 租税公課

固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課。ただし、機械経費の機械器具等損料に計上された租税公課は除く。

##### 4) 保険料

自動車保険（機械器具等損料に計上された保険料は除く。）工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険、その他の損害保険の保険料

##### 5) 従業員給料手当

現場従業員の給料、諸手当（危険手当、通勤手当、火薬手当等）及び賞与

ただし、本店及び支店で経理される派遣会社役員等の報酬及び運転者、世話役等で純工事費に含まれる現場従業員の給料等は除く。

##### 6) 退職金

現場従業員に係る退職金及び退職給与引当金繰入額

##### 7) 法定福利費

現場従業員及び現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額

##### 8) 福利厚生費

現場従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生、文化活動等に要する費用

##### 9) 事務用品費

事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費

##### 10) 通信交通費

通信費、交通費及び旅費

##### 11) 交際費

現場への来客等の対応に要する費用

##### 12) 補償費

工事施工に伴って通常発生する物件等の毀損の補修費及び騒音、振動、濁水、交通騒音等による事業損失に係る補償費。ただし、臨時にして巨額なものは除く。

##### 13) 外注経費

工事施工を専門事業者等に外注する場合に必要な経費

##### 14) 工事登録等に要する費用

工事実績等の登録に要する費用

##### 15) 雑費

1)から14)までに属さない諸費用

#### (2) 現場管理費の算定

- ・現場管理費は別表-2の工種区分に従って純工事費ごとに求めた現場管理費率を、当該純工事費に乗じて得た額の範囲内とする。

- ・ 2種以上の工種からなる工事については、その主たる工種の現場管理費率を適用するものとし、また、工事条件によっては、工事名にとらわれることなく工種を選定するものとする。
- ・ 設計変更で数量の増減等により主たる工種が変わっても当初設計の工種とする。

(3) 現場管理費率の補正

現場管理費率の補正については、「1) 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正」及び「2) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正」により補正を行うものとする。

1) 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正

施工時期、工事期間等を考慮して、別表-2の工種別現場管理費率標準値を2%の範囲内で適切に加算することが出来る。ただし重複する場合は、最高2%とする。

イ) 積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合

- a. 積雪寒冷地域の範囲……国家公務員の寒冷地手当に関する法律に規定される寒冷地手当を支給する地域とする。
- b. 積雪寒冷地の施工期間を次のとおりとする。

施工時期	適用地域	備考
11月1日～3月31日	北海道、青森県、秋田県	積雪地特性を11月中の降雪が5日以上あることとした。
12月1日～3月31日	上記以外の地域	

- c. 工場製作工事及び冬期条件下で施工することが前提となっている除排雪工事等は適用しない。
- d. 現場管理費率の補正係数は次によるものとする。

$$\text{補正值 (\%)} = \text{冬期率} \times \text{補正係数}$$

$$\text{冬期率} = \frac{\text{12月1日～3月31日 (11月1日～3月31日) までの工事期間}}{\text{工期}}$$

ただし、工期については実際に工事を施工するために要する期間で、準備期間と後片付け期間を含めた期間とする。また、冬期工事期間に準備又は後片付けが掛かる場合は、準備期間と後片付け期間を含めた期間とする。

補正係数

積雪寒冷地域の区分	補正係数
1 級地	1.80
2 〃	1.60
3 〃	1.40
4 〃	1.20

- (注) 1. 冬期率は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。  
 2. 補正值は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。  
 3. 施工地域が2つ以上となる場合には、補正係数の大きい方を適用する。



2) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正

イ) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正は別表-2の現場管理費率標準値に下表の補正値を加算するものとする。

施工地域・工事場所区分		補正値 (%)
市 街 地		1.5
山 間 僻 地 及 び 離 島		0.5
地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.0
	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0

(注1) 施工地域の区分は以下のとおりとする。

市 街 地 : 施工地域が人口集中地区 (D I D地区) 及びこれに準ずる地区をいう。D I D地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000 人/km<sup>2</sup>以上でその全体が5,000 人以上となっている地域をいう。

山間僻地及び離島 : 施工地域が人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区をいう。

地 方 部 : 施工地域が上記以外の地区をいう。

(注2) 施工場所の区分は以下のとおりとする。

- 一般交通の影響 : ① 施工場所において一般交通の影響を受ける場合  
 ② " 地下埋設物件の影響を受ける場合  
 ③ " 50m以内に人家等が連なっている場合

ロ) 施工地域区分が2つ以上となる場合の取扱い

工事場所において、地域区分が2つ以上となる場合には、補正値の大きい方を適用する。

3) その他

設計変更時における現場管理費率の補正については、工事区間の延長、工期の延長短縮等により当初計上した補正値に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。

(4) 管材費の取扱い

管材費の原則 1/2 の金額は、積算の対象とする純工事費に含めない。

(5) 支給品の取扱い

資材等を支給するときは、当該支給品費を純工事費に加算した額を現場管理費算定の対象となる純工事費とする。

(6) 支給品、貸付機械がある場合

現場管理費の積算において支給品、貸付機械がある場合は、次により積算する。

- ① 別途製作工事で製作し、架設 (据付) のみを分離して発注する場合は、当該製作費は積算の対象とする純工事費には含めない。
- ② 支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、設計時の類似価格とする。

(7) 処分費等の取扱い

処分費等とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は、表のとおりとする。

- ① 処分費 (再資源化施設の受入費を含む)
- ② 上下水道料金
- ③ 有料道路利用料

区 分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)+準備費に含まれる処分費」に占める割合が3%以下でかつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)+準備費に含まれる処分費」に占める割合が3%を超える場合又は処分費等が3千万円を超える場合
共 通 仮 設 費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)+準備費に含まれる処分費」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。
現 場 管 理 費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)+準備費に含まれる処分費」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。
一 般 管 理 費 等	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)+準備費に含まれる処分費」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。

(注) 1. 上表の処分費等は、準備費に含まれる処分費を含む。  
 なお、準備費に含まれる処分費は伐開、除根等に伴うものである。  
 2. 上表により難しい場合は別途考慮するものとする。

(8) 現場管理費の計算

施工時期、工事期間、施工地域、工事場所を考慮した計算

現場管理費=対象純工事費×(現場管理費標準値+補正值)

対象純工事費：純工事費+支給品費+無償貸与機械等評価額

ただし、現場管理费率標準値は、別表-2による。

補正值は、(3)1) 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理费率の補正及び(3)3) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理费率の補正による。

別表-2 現場管理费率標準値

対象額(N <sub>p</sub> ) 適用区分	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
	下記の率とする	A×N <sub>p</sub> <sup>b</sup> により算定された率とする。 ただし、変数値は下記による		下記の率とする
工種区分		A	b	
開削工事及び小口径推進工事	21.70%	104.8	-0.0977	12.93%
シールド工事及び推進工事	24.75%	28.8	-0.0095	23.55%
構造物工事(浄水場等)	16.51%	21.5	-0.0164	15.13%

(9) 算定式

$$J_0 = A \cdot N_p^b$$

ただし、J<sub>0</sub>：現場管理费率(%)

N<sub>p</sub>：対象純工事費(円)

A、b：変数値

(注) J<sub>0</sub>の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

1-2-3 現場発生品及び支給品運搬

1-2-3-1 適用範囲

管及び弁類、防護柵、コンクリート2次製品等の現場発生品及び支給品の積込み・荷卸し及び運搬作業に適用する。  
 なお、発生(又は支給)する工種毎に直接工事費に計上する。

1-2-3-2 機種を選定

現場発生品又は支給品の運搬に使用するトラックの機種は、表-6より発生(又は支給)する量に合わせて選定する。

表-6 機種を選定

機 械 名	規 格	荷台寸法(参考)
トラック	クレーン装置付2t積2t吊	荷台長L=3.0m、荷台幅W=1.6m
〃	〃 4t積2.9t吊	〃 L=3.4m 〃 W=2.0m

1-2-3-3 施工歩掛

現場発生品又は支給品の運搬1回当りの施工歩掛は、表-7による。

表-7 運搬1回当り施工歩掛

名 称	規 格	単 位	数 量
普通作業員		人	$1.5 \times \frac{1}{8} \times \left[ \frac{2 \times L}{30} + 0.25 \times q \right]$
トラック運転	○ t 積 ○ t 吊	h	$\frac{2 \times L}{30} + 0.25 \times q$

- (注) 1. 運搬費は発生(又は支給)する工種毎に直接工事費として計上する。  
 2. L:片道運搬距離(km)  
 q:運搬1回当り平均積載質量(t)  
 3. 本歩掛は4t積車以下の車種を標準とした場合であり、これ以上の車種を使用する場合は別途とする。  
 4. 対象とする材料は、管及び弁類、防護柵、コンクリート2次製品等とし、現場発生品又は支給品以外の材料を運搬する場合は別途とする。

1-2-3-4 単価表

(1) 現場発生品及び支給品運搬1回当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
普通作業員		人		表-7
トラック運転	○ t 積 ○ t 吊	h		〃
諸 雑 費		式	1	
計				

(2) 機械運転単価表

機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
トラック	クレーン装置付 2 t 積 2 t 吊	機-1	
	クレーン装置付 4 t 積 2.9 t 吊		

#### 1-2-4 一般管理費等

##### 1-2-4-1 一般管理費の項目及び内容

- (1) 役員報酬  
取締役及び監査役に対する報酬
- (2) 従業員給料手当  
本店及び支店の従業員に対する給料、諸手当及び賞与
- (3) 退職金  
退職給与引当金繰入額並びに退職給与引当金の対象とならない役員及び従業員に対する退職金
- (4) 法定福利費  
本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額
- (5) 福利厚生費  
本店及び支店の従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等、福利厚生等、文化活動等に要する費用
- (6) 修繕維持費  
建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
- (7) 事務用品費  
事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費、新聞、参考図書等の購入費
- (8) 通信交通費  
通信費、交通費及び旅費
- (9) 動力、用水光熱費  
電力、水道、ガス、薪炭等の費用
- (10) 調査研究費  
技術研究、開発等の費用
- (11) 広告宣伝費  
広告、公告、宣伝に要する費用
- (12) 交際費  
本店及び支店などへの来客等の対応に要する費用
- (13) 寄付金
- (14) 地代家賃  
事務所、寮、社宅等の借地借家料
- (15) 減価償却費  
建物、車輛、機械装置、事務用備品等の減価償却額
- (16) 試験研究費償却  
新製品又は新技術の研究のため特別に支出した費用の償却額
- (17) 開発費償却  
新技術又は新経営組織の採用、資源の開発、市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額
- (18) 租税公課  
不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料、その他の公課
- (19) 保険料  
火災保険その他の損害保険料
- (20) 契約保証費  
契約の保証に必要な費用
- (21) 雑費  
電算等経費、社内打ち合わせ等の費用、学会及び協会活動等諸団体会費等の費用

#### 1-2-4-2 付加利益

- (1) 法人税、都道府県民税、市町村民税等
- (2) 株主配当金
- (3) 役員賞与金
- (4) 内部留保金
- (5) 支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用

#### 1-2-4-3 一般管理費等の算定

一般管理費等は、1及び2の額の合計額とし、別表-3の工事原価ごとに求めた一般管理費等率を当該工事原価に乗じて得た額の範囲内とする。

#### 1-2-4-4 一般管理費等率の補正

- (1) 前払金支出割合の相違による取扱い

前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等率は、別表-4の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を3で算定した一般管理費等率に乗じて得た率とする。

- (2) 契約の保証に必要な費用の取扱い

前払金支出割合の相違による補正までを行った値に、別表-5の補正值を加算したものを一般管理費等とする。

- (3) 支給品等の取扱い

資材等を支給するときは、当該支給品費は一般管理費等算定の基礎となる工事原価に含めないものとする。

- (4) 自社製品の取扱い（プレテン桁、組立式橋梁、規格ゲート、標識等を製作専門メーカーに発注する場合）について

自社製品であっても、他社製品と同様に一般管理費等の対象とする。

別表-3 一般管理費等率

(1) 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合

工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等	14.38%	一般管理費等率算定式により算出された率	7.22

(2) 算定式

[一般管理費等率算定式]

$$Gp = -2.57651 \times \log(Cp) + 31.63531 (\%)$$

ただし、Gp: 一般管理費等率 (%)

Cp: 工事原価 (単位円)

(注) Gpの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表-4 一般管理費等率の補正

前払金支出割合区分	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下
補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01

(注) 別表-3で求めた一般管理費等率等に当該補正係数に乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表-5 契約保証に係る一般管理費等率の補正

保証の方法	補正值(%)
ケース1：発注者が金銭的保証を必要とする場合（工事請負契約書第4条を採用する場合）。ただし、特定建設工事共同企業体工事は除く。	0.04
ケース2：発注者が役務的保証を必要とする場合。	0.09
ケース3：ケース1及び2以外の場合。	補正しない

(注) 1. ケース3の具体例は以下のとおり。

- ① 予算決算及び会計令第100条の2第1項第1号の規定により工事請負契約書の作成を省略できる工事請負契約である場合
  - ② 特定建設工事共同企業体により競争を行わせる場合
  - ③ 契約保証を必要とするケースと必要としないケースが混在する混合入札の場合、契約保証費は積算では計上しないものとする。
2. 契約保証費を計上する場合は、原則として当初契約の積算に見込むものとする。

### 1-2-5 消費税相当額

消費税相当額の積算は次のとおりとする。

消費税相当額は、工事価格に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額とする。

### 1-2-6 イメージアップ経費

#### 1) 対象となるイメージアップ内容

工事に伴い実施する仮設備、営繕施設、安全施設のイメージアップ及び地域とのコミュニケーション等に関するものを対象とする。

#### 2) 適用の範囲

周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、原則、すべての屋外工事を対象とする。ただし、維持工事等でイメージアップの実施が困難なもの及び効果が期待出来ないものについては、対象外とすることが出来る。

#### 3) 積算方法

##### ① イメージアップ経費の積算について

イメージアップ経費の積算は、以下の方法により行うものとする。ただし、標準的なイメージアップを行う場合は率計上とし、特別なイメージアップを行う場合は積上げ計上とする。

イ. 積算方法は以下のとおりとし、イメージアップ経費に計上するものとする。

$$K = i \cdot Pi + \alpha$$

ただしK：イメージアップに要する費用（単位：円、1000円未満切り捨て）

i：イメージアップ費率（単位：％、小数第3位四捨五入2位止め）

$$i = 11.0 \cdot Pi^{-0.1380} \quad (Pi \text{ が } 5 \text{ 億円を超える場合は } 0.69\% \text{ とする})$$

ただし、市街地についてはiに1.5%を加算する。

Pi：対象額（直接工事費（処分費等を除く共通仮設費対象分）＋支給品費（共通仮設費対象分）＋無償貸付機械等評価額）

なお、対象額が5億円を超える場合は5億円とする。

α：積上げ計上分（単位円、1000円未満切り捨て）

対象額：Pi		イメージアップ費率：i (%)	
		地方部	市街地
直接工事費（処分費等を除く） ＋ 支給品費 ＋ 無償貸付機械等評価額	5億円以下 の場合	$i = 11.0 \cdot Pi^{-0.138}$	$i = 11.0 \cdot Pi^{-0.138} + 1.5$
	5億円を 超える 場合	0.69	2.19

ロ. 率に計上されるものは、別表-6の内容のうち原則として各計上費目ごと（仮設備関係、営繕関係、安全関係、地域とのコミュニケーション）に1内容ずつ（いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を基本とした費

用である。また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組み合わせ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。

ハ. 積上げ計上分(α)に計上するものは、費用が巨額となるためイメージアップ率分で行うことが適当でないと判断されるものとする。

② 設計変更について

率に計上されるものについては、設計変更を行わないものとする。ただし、対象金額(Pi)の変動に伴うイメージアップ费率iは変更される。また、積上げ計上分(α)については、内容に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。

別表-6

計上費目	実施する内容(率計上分)
仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備、2. 緑化・花壇、3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置、5. 昇降設備の充実、6. 環境負荷の低減
営繕関係	1. 現場事務所の快適化、2. 労働者宿舍の快適化 3. デザインボックス(交通誘導員待機室)、4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2. 盗難防止対策(警報機等)、3. 避暑・防寒対策
地域とのコミュニケーション	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5. 見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6. 見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等(地域行事等の経費を含む)、9. 社会貢献